

市民協働条例制定を踏まえた市民協働支援強化について
(意見具申)

平成 12 年に現行の市民活動推進条例が制定・施行され、約 10 年が経過しました。この間、横浜では、複雑化・多様化する地域課題や社会的な課題に対して、市民の皆さんと行政とが、お互いの長所を出し合いながら、自由闊達な話し合い等を通じ、協働して地域の合意形成や公共サービスの提供などに取り組んできました。

本年 6 月には、議員提案という形で、市民活動推進条例が全部改正され、市民協働条例が制定され、平成 25 年 4 月から施行されることになりました。

第 6 期横浜市市民活動推進委員会では、この間、協働推進の基本指針の見直しを行い、改訂版「協働推進の基本指針」を策定するとともに、市民協働条例に関する意見交換を行ってきました。

条例制定までのプロセスについては、市民参画や手続等の面において課題は見られたものの市民の皆さんが主導したワークショップにおいて、自主的な市民活動が活発に行われていた横浜だからこそ、協働が大きく進展してきたという現状を確認することができました。そのことを踏まえて、本委員会としては、新たに条例に加えられた市民協働契約や市民からの市民協働事業の提案制度などの規定については一定の評価ができ、今後この条例を有効に活用し、さらに市民協働を進めていく必要があると考えます。

この市民協働条例を効果的に活用させるためには、条例を具体的に推進する上での規則、運用の手引き等の整備が必要で、それを広く市民の皆さんや運用者である横浜市職員にわかりやすく周知する必要があると考えます。また、現在、横浜市は厳しい財政状況にありますが、条例に規定された市民公益活動や市民協働事業を推進するためには、行政からの財政支援、市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）の活用などがより一層必要と考えます。

そこで、当委員会では、市民協働条例を基に、横浜市の市民協働をさらに推進していくために、市民活動推進条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、次の 3 点について、意見具申します。

1 規則、運用の手引き等の整備及びわかりやすい周知の実施について

市民協働条例を、より効果的に活用させるためには、具体的に運用するための規則、要綱、運用手引き等の整備が必要です。そして、それらは実際に運用する市民の皆さんや行政職員にとってわかりやすいものとなる必要があり、加えてそれらの内容が広く理解されることが大切です。そこで、条例を具体的に運用するための関係規則、要綱、運用の手引き等の整備を早急に行うとともに、その内容を広くわかりやすく周知・広報するよう求めます。

2 市民公益活動や市民協働事業に対する財政支援等の充実について

協働における費用負担は、行政、市民活動団体等それぞれの主体が、担うべき領域により区分することを基本に、社会的に必要であるが採算の取れない公的責任領域においては行政が基本的に負担すべきと考えます。また、それぞれの主体が担う領域においても市民活動団体等が担う費用負担を正當に評価すべきと考えます。そこで、市民協働条例の制定の趣旨を踏まえ、市民協働を一層推進していく観点から、市民公益活動や市民協働事業に対する適切な財政支援等の充実を求めます。また、市民協働をより一層推進し、市民活動を支援していくために必要となる行政の全庁的な体制を強化することを求めます。

3 市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）の一層の有効活用等の検討について

平成 17 年に市民活動推進基金が発足し、多くの NPO 法人が当該基金からの支援を受けて活動を推進しています。今後、市民協働条例に規定する市民活動団体、自治会・町内会、企業等の様々な主体により行われる市民公益活動が、より一層活性化し、寄附文化の一層の促進が図られることが望まれます。このため、市民協働条例の趣旨を踏まえた本基金の活用法等について検討するよう求めます。また、横浜市では現在、このほかにも市民公益活動助成のための様々な助成金等が整備されていますが、これらの支援がより効果的に活用されるよう、例えば、これらの情報を市及び区の市民活動支援センター等で一括して情報提供できるようにするなど、さらなる市民サービスの向上を求めます。

平成 24 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市市民活動推進委員会

委員長 小濱 哲

委員 岡本 みどり

同 奥山 千鶴子

同 門倉 晴義

同 鈴木 やよい

同 中村 雅子